

第7回上越市自立支援協議会

日時：平成28年2月16日（火）

会場：福祉交流プラザ 相談室6

1 開 会

2 議 事

- (1) 障害者福祉計画の見直しについて
- (2) 障害者差別解消法について
- (3) 平成28年度の自立支援協議会の協議内容について
- (4) その他

3 その他

4 閉 会

【今後の見込量と展開】

1 日常生活支援の充実

障害福祉サービスの見込量

② 日中活動系サービス

サービス名		単位	27	28	29	修正前	修正後
生活介護	通所	人日	3894	4142	4356	施設整備による増 H28 1施設	施設整備による増 H28 2新設 H28 1増設
		人	284	295	310		
		定員	163	163	206		
自立訓練 (生活訓練・日中)		人日	1584	1454	1584	継続実施	継続実施 H28 改修1施設
		人	125	115	125		
		定員	100	100	100		
自立訓練 (生活訓練・夜間)		人日	1078	1078	1078	継続実施	継続実施 H28 改修1施設
		人	52	52	52		
		定員	58	58	58		

③ 居住系サービス

サービス名		単位	27	28	29	修正前	修正後
グループホーム		人	211	218	258	施設整備による増 H27 1施設 H28 3施設	施設整備による増 H28 5新設 H29 3新設 H28 改修1施設
		定員	211	211	245		

2 就労支援・雇用促進

障害福祉サービスの見込量

① 日中活動系サービス

サービス名		単位	27	28	29	修正前	修正後
就労移行支援		人日	2268	2436	2464	施設整備による増 H27 1施設	施設整備による増 H28 1新設
		人	164	176	178		
		定員	160	172	180		
就労継続支援 (B型)		人日	5709	6189	6429	施設外就労への取組 施設整備による改修 H28 1施設	施設整備による増 H28 1新設
		人	365	395	410		
		定員	239	239	251		

平成 28 年 2 月 16 日
内閣府の手引きから抜粋

障害者差別解消支援地域協議会設置について

～すべての国民が障害の有無にかかわらず

互いの人格と個性を尊重し合いながら

共生できる社会を目指して～

1 障害者差別支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されます。行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供が求められることとなります。（事業者による合理的配慮の提供は努力義務。）また、国及び地方公共団体においては、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に資する体制の充実を図ることとされています。

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要です。地域において生活する障害者の活動は広範多岐にわたっていますが、障害者が行政機関の相談窓口で障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しいと思われれます。また、相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性があります。

このため、障害者差別解消法第 17 条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を組織できることとされました。地域における実情を踏まえ、主体的な取組が進められることが期待されます。

地域協議会を組織することのメリットとして、以下の事項が挙げられます。

（1）相談への迅速かつ適切な対応

障害者からの相談がいわゆる「たらいまわし」になることを防ぎ、関係機関等で共有・蓄積した相談事例等を踏まえて迅速に権限ある機関につなぐなどの対応が可能となります。

（2）権利擁護に関する意識のPR

権利擁護に関する意識が高く、障害者差別の解消に向けて積極的に取り組んでいる地方公共団体であることがPRできます。

（3）訴訟に至る前段階での解決の促進

障害者差別に関する相談を受け止め、権限を有する適切な機関につなぐことで、訴訟に至る前段階での解決の促進が図られるようになります。

（4）職員の事務負担の軽減

相談事例の共有・蓄積により、新たな相談にスムーズに対応できるようになり、地方公共団体の職員の皆様の事務負担の軽減につながります。

2 地域協議会は何をするのですか？

地域協議会は、障害者差別の解消に関係する地域の様々な機関等により構成されることから、下記の内容が考えられます。

(1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

障害者差別と思われる相談については、単一の機関で対応可能な事案もありますが、例えば、商店街全体として障害者への対応に課題を有するような事案や、保健・福祉の関係機関による支援が必要な事案などについては、単一の機関では対応が困難なことから、地域協議会において紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つことが考えられます。

(2) 関係機関等が対応した相談事例の共有

多くの地域において、これから、障害者差別に関する相談体制の整備に取り組むことが想定されます。そのため、関係機関等が対応した相談事例に関する情報、特に紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有することは、協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながります。また、類似する相談を受ける際の参考となるだけでなく、地域全体の相談対応力の向上につながるものと思われます。

(3) 障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、さらには、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議することが考えられます。

(4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

障害者差別の解消に向けては、発生した事案への対応だけでなく、障害者差別が起こらない地域づくりをしていくことが重要です。現に提供されている合理的配慮（提供主体が特に意識せずに行っている取組を含む。）の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つことが考えられます。

(5) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

障害者差別解消法では私人の行為を対象としていないことから、原則として地域協議会でも協議対象となりません。ただし、障害者に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、(4)で取り上げた障害者差別の解消に資する取組事例の発信なども重要です。そのため、それぞれの地域で重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議することが考えられます。

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1) 組織形態

地域協議会の組織形態に、特別な決まりはありません。組織する単位（都道府県・市町村）によっても異なりますし、市町村の場合でも規模によって異なりますので、地域の実情に応じてさまざまな立ち上げ方が考えられます。

すでに障害者差別の解消に関する条例等に基づく会議体を有している場合は、その組織に地域協議会の機能を付加するといった方法もあるでしょう。また、昨年度から実施している「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」のモデル会議においては、既存の障害者虐待防止法に基づくネットワークや、障害者総合支援法に基づく協議会の枠組みを活用して地域協議会をモデル的に立ち上げているケースもあります。多くの場合、障害者施策に関する会議体の構成メンバーはほぼ重複しますので、既存の会議体の枠組みを活用しつつ、必要に応じて地域協議会に追加のメンバーを加えることなどにより、参画する機関等の負担も抑えながら地域協議会を立ち上げることができます。

(2) 会議の運営

地域協議会は、地域における障害者差別に関する相談や、相談を踏まえた取組などを話し合う場ですので、まずは地域の関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切です。また、2（1）から（5）で示した事項を効率的に協議するためには、代表者会議（親会議）の下に実務者会議（ワーキングチーム）を置くことも考えられます。

代表者会議と実務者会議を置く場合の役割分担は、次のとおりです。

(代表者会議)

代表者会議は、基本的な運営方針の検討のほか、政策提言、研修啓発に関する企画の決定、相談体制の構築や個別の相談事案の進行管理など、地域協議会全体に関する事項を協議します。あわせて、地域における障害者差別の実態や差別の解消に資する取組に関する情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成することも有効と思われます。

(実務者会議)

実務者会議は、代表者会議において共有された検討事項のうち、実務的な意見交換を積み上げる必要があるものを中心に協議します。具体的には、

- ・地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
- ・相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
- ・障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信などが考えられます。

(3) メンバー構成

メンバー構成は、設置主体や区域の広さなどによって異なります。障害者差別解消法では、地域協議会のメンバーとして、国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育など障害者施策に関連する部署をはじめ、NPO法人などの団体、学識経験者、その他必要と認める者を示しています。想定されるメンバーは次ページの表のとおりですが、これらの参画機関等をすべてメンバーにしなければならないということではなく、それぞれの地域の実情に応じてメンバー構成を考えることが重要です。なお、国の出先機関や広域的な職能団体などをメンバーに加えることは、都道府県や政令市でなければ一般的には難しいのではないかと考えられます。

また、法の規定には明示されていませんが、障害者差別に関する協議を行う場ですので、障害当事者の参画については配慮が必要となります。

(4) 事務局の役割

障害者差別解消法では、地域協議会を構成する地方公共団体が庶務を処理することとなっており、一般的には都道府県・市町村の障害福祉担当部署が事務局を担うこととなります。(ただし、障害福祉担当部署に限定されるものではなく、福祉の総括部署や人権担当部署が事務局を担うことも考えられます。)

具体的な事務局の役割として想定される事項は次のとおりです。

- ① 協議会に関する事務の総括
 - ・協議事項の洗い出し・整理等の協議会開催に向けた準備
 - ・協議会の議事運営、議事録の作成、資料の保管
 - ・協議会で対象となった個別事案の記録の管理
- ② 各種取組に関する実施状況の進行管理
- ③ 各種取組の実施に関する関係機関等との連絡調整

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

障害者差別解消法では、障害者差別に関する新たな相談窓口等を設置するのではなく、既存の窓口を活用・充実させることとなっています。障害福祉担当部署をはじめとして障害者施策に関連する多くの機関等が相談窓口となる可能性があることから、全ての問題を最初に受け付けた機関だけで解決することが求められるわけではありません。むしろ、関係機関のリスト、相談内容の記録を整備するなどして相談の一次的な受け皿となり、自ら対応できない事案については、地域内の他の適切な機関につないでいくことが重要となります。こうした面からも、地域協議会を組織することのメリットがあります。

それぞれの相談窓口で受けた相談のうち、つなぐことができる適切な機関がない事案や、複数の機関による連携が必要と思われる事案については、本人の同意を得たうえで、地域協議会に情報を提供して解決に向けた取組などを協議することが考えられます。また、障害者差別の解消に至った事案、本人は障害者差別と認識していないが客観的に困難を抱えているような事案についても、個人情報や秘密に係る情報を特定しない範囲で情報提供することが考えられます。

5 守秘義務

地域協議会における協議事項は地域ごとに異なりますが、個人情報を扱う可能性がある場合には、守秘義務の確保が重要となります。障害者差別解消法では、第19条において、地域協議会を構成する全ての者に対して地域協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を規定しており、地域協議会における積極的な情報交換や連携の推進が担保されています。

守秘義務が課されるのは、以下の場合です。地域協議会で個人情報を扱う可能性がある場合には、メンバーに対して法に基づく守秘義務があること、違反した場合には罰則があることなどを周知することが適当です。

また、それぞれの都道府県・市町村の個人情報保護条例等に基づき、地域協議会への情報提供に関しての本人による同意を得ておくことも重要となります。

新年度の自立支援協議会の活動内容について 協議事項

【協議事項1】平成28年度の自立支援協議会の開催について
開催回数について（月1回でよいか）

【協議事項2】協議会の活動内容

- ・上越福祉事業所合同説明会について
- ・障害者差別解消法講演会について
- ・障害者福祉計画アンケート調査について
- ・施設長会議について

【協議事項3】専門部会の設置や継続について
権利擁護部会